

第三十八回国会 通信委員会 會議録 第二十七号

昭和三十六年五月十日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 山手 満男君

理事 秋田 大助君 理事 大上 司君

理事 上林 榮吉君 理事 佐藤 洋之助君

理事 廣瀬 正雄君 理事 栗原 俊夫君

理事 松前 重義君 理事 森本 靖君

大高 康君 大森 玉木君

竹山 祐太郎君 長谷川 峻君

橋本 登三郎君 星島 二郎君

早稲田 柳三郎君 大柴 滋夫君

小林 進君 佐々木 更三君

島本 虎三君 下平 正一君

田邊 誠君 成田 知巳君

松井 政吉君 受田 新吉君

谷口 善太郎君

出席國務大臣

郵政 大臣 小金 義照君

出席政府委員

郵政事務官 荒巻 伊勢雄君

(大臣官房長)

郵政事務官 松田 英一君

(大臣官房電氣

通信監理官) 岩元 巖君

通信監理官) 巖君

委員外の出席者

日本電信電話公

社総裁 大橋 八郎君

日本電信電話公

社副総裁 横田 信夫君

日本電信電話公

社理事 秋草 篤二君

(経営調査室長)

日本電信電話公

社理事 米沢 滋君

(技師長)

日本電信電話公 本多 元吉君

社職員局長 大泉 周蔵君

日本電信電話公

社營業局長 山下 武君

日本電信電話公

(運用局長) 伊藤 誠君

日本電信電話公

(計務局長) 平山 温君

日本電信電話公

(施設局長) 黒川 広二君

日本電信電話公

社保全局長 吉田 弘苗君

専門員

五月十日

委員佐々木更三君、成田知巳君、八

百板正君及び山本幸一君辞任につ

き、その補欠として田邊誠君、小林

進君、松井政吉君及び島本虎三君が

議長の名で委員に選任された。

同日

委員小林進君辞任につき、その補欠

として成田知巳君が議長の名で委

員に選任された。

本日

の會議に付した案件

公衆電氣通信法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四七号)

○山手委員長

これより會議を開きま

す。

公衆電氣通信法の一部を改正する

法律案を議題として審査を進めま

す。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。

島本虎三君。

質疑の通告がありますので、順次こ

れを許します。

島本虎三君。

○島本委員

昭和三十六年四月二十一

日の通信委員會の席上で、いろいろ

と、電電公社関係の処分の問題で、公

社側が不当だと思われる処分を行なっ

たのではないかと私の質問に対し

て、公社の總裁初め幹部の人は、そう

いうようなことがありましたらば是

正するのによぶさかではない、こうい

うような御答弁がございました。当日

の議事録も手元にございますけれど

も、それによつてその後いろいろと調

査された面もあるのじやなからうかと

思いますが、この件について四月二十

一日から現在まで調査し、是正しまし

た点につきまして御報告を願いたいと

思います。

○横田説明員

ただいま御指摘のあり

ました点につきましては、われわれと

いたしまして、処分の当、不当の問題

じやなくて、処分の前提となつた事実

の問題について問題があれば再調査い

たしますという御答弁をいたしました

た。その通りであります。その後ずつ

と調査を続けて参つております。現在

までのところ、あの当時お答えいたし

ましたように、当人の申し出及びそ

の他の具体的な事実について客観的な

情勢の問題があればということ、

通信局を中心として調査いたして参り

ました。なお具体的には職員局長か

ら……。

質疑がございまして、通信局長あてに

は副總裁がただいま申し上げましたよ

うな趣旨の再調査の指示を電話連絡で

私どもの方で急速に行ないました。そ

れから委員會の席上で委員の方からお

話がございまして館山局の浜居さんに

ついての御指摘、これは私どもの方で

調査いたしました。おっしゃる通りに

十五日から十七日まで結婚の休暇を

とっておられます。しかしながら私ど

もは、この方は館山局の分会の執行委

員として、分会の全体の組合運動の指

導、それから組織上の責任を持つてお

られると思つておるのでございます。

なるほど十五日から十七日までの間、

十六日の実行行為といふものには、結

婚休暇で参加いたしておられませんか

けれども、しかし分会の組織上の責任者

として、こういうような違法な争議行

為に對しましては、私ども、責任を

負つていただく、かような意味で処分

をいたしております。それからもう一

つは、長岡局の吉田さんのお話がござ

いました。これもおっしゃる通りに三

月の八日から十四日まで、本人のお母

さんが死亡せられたものですから、忌

引の休暇をとつておられます。また承

認もいたしております。その後十五日

から十八日まであの整理という意味

で年次休暇をおとりになつておりました

で、これも許可をいたしております

が、この方は年次休暇をとる前に、十

四日あるいは十五日も出局せられまし

て、年次休暇の承認を受けておられま

す。こういうような点から考えますと

同時に、またやはりこれは分会の執行

委員としてやつておられるのでありま

して、私ども、分会の執行委員として

の、先ほど申しました分会の組合運動

に対する指導上、組織上の責任という

ものを考えまして、やはり減給の処分

をいたしておるのであります。この

点、私どもやりましたことに間違いが

ない、かように考えておるわけであり

ます。

○島本委員

副總裁の方からは、大体

客観的情勢の変化があるならば考慮し

たいのだ、それがどうであるかは今職

員局長から答えさせるといふような答

弁だったので。そういうような意味

じやないですか。

○横田説明員

先ほどお答えいたしま

したのは、処分の当、不当の問題では

なくて、前提となつた事実の問題につ

いて、当人の申し出、そのほか客観

的、具体的にそういう事実の相違する

といふことについての問題があるよう

な場合については再調査いたしましたよ

う、こういうことを申し上げたのであ

ります。

○島本委員

そういったしますと、やは

り新婚旅行の最中にでも、旅行されて

いる本人が組合の役職にあるがため

に、あえて組織上の全体の責任を負わ

なければならぬという考え方で処分

された、こういうような意向じやなか

らうかと思ひます。また吉田秀生と

いふ人の場合は長岡局で、母親の死に

際して喪に服しておつた。それに対し

ても同様にこれは組織上の責任者とし

ての処分をしたのである、こういうよ

うな意味に解釈できると思ひます。

そういうような組織上の責任というところになりまして、範囲がまことに広くなり、また重要になります。それだけのことで、おそれるは本人が関知しなくとも認定されることによつてある程度の処分はいつでもされる危険性があるのじやなからうかと思ふのです。具体的な事実がないのに、こういうようなことに對してしまつてもやはり何ともしやない、何かきまつて申しますか、決定と申しますか、根拠と申しますか、こういうようなものがありましてしたならば、この際重大なことですからお知らせ願ひたいと思ひます。

○本多説明員 今回の争議につきましては、すでに中央委員会におきまして業務の一切をストップさせるような闘争をするのだということが明確になつております。それから十日の日は準備指令が出ておりますし、十四日には拠点局をある程度、三局ないし二局明示した指令が出ております。こういう情勢におきまして、浜居さんなりあるいは吉田さんにいたしましても、これは分会としまして、そういう情勢下における組合活動というものは非常に重大な問題でありまして、いやしくも分会の執行委員として分会の組合員を指導される立場にある人としてしましては、やはりこれは十分に考えるべき問題であるというふうに考えております。なるほど浜居さんは十六日の当日実行行為はやつておられないと思ひます。これは結婚休暇中で、十五日に準式されました、その夜から十六、十七日と旅行に出ておられました。それから吉田さんは忌引でなるほど八日から十四日まで喪に服され——私ども認め

ました期日は八日から十四日まででございます。それからまた出て参りまして、あとの整理というふうな意味で年次休暇というところの承認を得ていたいと思ひます。しかしながらこういふような重大なときにおきまして、やはり組合の執行委員としましては、違法な争議行為に對しては、私どもこれを阻止する義務があるというふうに考えております。この点につきましては、あるいは私どももほかの方の事件の判例もいろいろ見ましたが、そういうような役員としまして違法な争議行為に對してやはり阻止する責任は持つべきである、そういう点から、私どももそういうことをおやりになつた形跡がないというふうに判断するのであります。そういう点から私どもこれを処分の対象にいたしてゐるわけでありまして。

○島本委員 阻止する義務があるとして、もう一回具体的にお伺ひしますが、新婚旅行に行つてゐる最中に、その場所を離れてまさに人生最大の旅をしているはずなのに、どういふような方法によつてこれは阻止できるものでしょうか。またそうしなければならぬ義務が執行委員にあるとしたならば、その方法等も当然お考えでなければいけないと思ふ。新婚旅行のこういうような場所にはだんなさんといふこととです。花嫁でしょう。それがその場所を離れておつて、それを阻止する義務があると言われて、いかなる方法によつてこれを阻止していいのか、考えられる方法がありましてならば私どもとしてはまずそれをお知らせ願ひたいと思ふのです。これは重大です。それと同時に忌引に服しておつたというふうな問題もあるわけです。吉田

秀生の場合には、そこを指定されたのは本人が忌引して喪に服してゐる最中で、出局しておられない。そして本人が出ていつたときにそれを知つたか知らなにかは私はわかりませんけれども、そこに指定されたのを本人が知らないで喪に服してゐるのに、その人にお前は阻止する責任があるといつても少し過酷であり、こういうような点をもつともつと考慮してやらなければならぬのじやないかと思ふ。これも当然だとするならば、そういうような場合の考慮なんかもする必要はないのか。今までは皆さんがおとりになつておる方法は全然間違ひがない、仮借のない、一片の考慮をする必要もないというふうに考えられるのか、今のようないふ二つの例を具体的に説明してみたい。

○本多説明員 なるほど争議行為の当日はそこにおられないといふことはございまして、しかし争議それ自身といふものは突如としてその当日に起こるものではございませぬので、その前からこれはいろいろ企圖もされ、内部の打ち合わせもいろいろございましてこれはやつてゐるはずでございます。私どももそういう点から見まして、やはりこれは役員といたしましてどういふような違法な争議状態が起こるといふようなことについて阻止する努力をするべき義務があるというふうに考えておるわけでございます。しかもそういうような状態が発生したといふことについて役員といたしまして責任がある、かように考えておるわけでございます。

場所にはおられない。もうすでに皆さんも御存じのように、忌引で、そういうようなことについて休業状態に入つてゐるとみなされても社会通念上しやうがないような状態です。母の葬式に行つて、そこから指令を出すのはよほど堅固な意思の人でしやうし、そのころそこが拠点になるかどうか、まだだれも知らないはずじやありませんか。それなのに、それに対して義務があるとはどういふふうに察知されることなんでしょう。これは正常の常識ではちよつと私は判断しかねると思ふ。これはどうなんですか。

○本多説明員 先ほど申し上げましたように、吉田さんの忌引は八日から十四日まででございますが、十四日に出になりまして、年次休暇の請求をされております。そういう点から見まして、やはり私は、そのころで十六日を前にいたしまして、そういう阻止すべき努力の期間というものは確かにあると思つております。

それからまた浜居さんにいたしまして、これは結婚休暇というものは十五日からでございます。こういう点から見まして、私どもも今おっしゃられましたように何ら手を打つあれがないじやないかというふうには判断しておらないわけでございます。

○島本委員 少しどういふようですが、結婚の場合に例をとつて、十五日から十七日までですね。終わつてゐるでしやう。その以前からもうすでにその状態にあるし、指定されていなかった場合には、これは当然わからぬでしやう。その場所を離れておる。離れてゐたのに、それがどういふふうにしてそれを阻止させるのだ、具体的な方法は

どうすればいいのだ。これがわからない以上、これは幾らそんなことを言つたつて、こじつけだと言われてもしやうがないじやありませんか。どういふふうにするればいいのです。この場合、もういいのです。拠点に指定されたかどうかさえまだわかつておらぬでしやう。準備は、それはいろいろ考えがあるでしやうが、そういうような場合には、これをどうするのです。十五日から十七日まで、十六日に終わつてしまつて、その以前に結婚式は終わつて、新婚旅行に行つてしまつてゐる。こういうような場合にはどういふような方法があるのです。

○本多説明員 今のお話、結婚休暇の場合は十五日から十七日まででございますが、十四日にはすでに組合といたしましても指令十号というものが出ております。それで拠点局は、なるほど一つにはしほつてはありませぬけれども、非常に限定された形でわかつております。もうすでにその前からこういう情勢は——なるほどこの局といふふうにはつきりわからないこともございまして、これは結婚休暇といふものは十五日からでございます。こういう点から見まして、私どもも今おっしゃられましたように何ら手を打つあれがないじやないかというふうには判断しておらないわけでございます。

○島本委員 あなたはまことに不人情な考え方、推理ばかりされております。結婚される人は、その場を出し抜けにすぐばつとしますか。女の人は準備行動をいたしますか。髪も結うだらうし、いろいろな準備行動で一日や二日とつてゐる。私の秘書もこの十一日

に結婚式ですが、五日から休ましていますよ。こういうのが親心です。まして親のある人であるならば、休むのはこれだけであつても、その前から準備して、うちの中ではもうすでに心は結婚ですよ。そういうような状態で、お前は組合の役員である以上、阻止をしないのが悪いから厳罰に処するのだ、こういうような考え方があつるとすると、あなたはこれは実際に通用しない意地の悪い推理をやつて、本人が知っているか知らないかわからぬですよ、それを知っているものである、知らないければならないものであると論断して罰則を加えている。まさに悪代官と言われない方がないような推理でしょう。おそろしくこういうような場合には、もつとも人情的味のある、あたたかい思いやりをしてやらなければならぬはずなんです。もつともつと考へてやらなければいけません。それだけの言葉だとすると、私どもの方としてはもつともつと同じような状態にある人を追及しなければならぬ。今あがつていられるような具体的な問題等に対して、皆さんの方ではどうもつと処分に対して検討し、今後考へる余地がないのかどうか、もつともつと慎重に考へるのかどうか、これを伺います。

○本多説明員 お答え申し上げます。なるほど結婚というようにことも非常に大事なことでございますが、しかし、これだけの違法な争議状態というよりなものは、やはりその分会あるいはその局の重大な問題でございますので、この点は、一つの組合の公の問題といたしまして、役員になる方としてましてはこれは十分に考へて対処すべき問題であるというふうに私ども考へております。それからそういう分会の役員といたしまして、機関上、組織上の一つの責任、違法な争議行為についてこれを阻止する責任があるというところは、私どもいろいろな判例等におきましても認められていふことと思つております。私どもそういう立場から、今回の問題につきましては、いろいろお話しをいたしますけれども、これを取り消すつもりは持つておらないわけでございます。

○島本委員 取り消すつもりはないと言つたつて、取り消さざるを得なくなつたつて、これは考へなければならぬというところを副総裁は言つていられるのですが、その下に働くあなたが断言するのは少し行き過ぎですよ。そういうような情勢がきたならばこれは考へしますというところを、今あなたの前に副総裁が言つたばかりですから、これは取り消す意思はありまじやんと、そういうことを断言するに断言すること、は、どういふふうな情勢が発生するかわかりませんので、困ると思ひます。今後その点少し注意されて発言された方が私はいいと思ひます。

○横田説明員 ちょっと私の言葉が誤解されたのじゃないかと思ひますが、客観的情勢の変化によつて従来の処分を云々するといふようなことを私は申し上げたつもりはなかつたのでありますから、この点は一つ御了承願ひいたします。

○島本委員 私はまだ了解できないのですが、そのつと、吉田秀生の処分問題で、今言つたような事実は、調べて公社側もはつきりしているはずですが、これは間違ひなかつたと思ひます。その理由は、昭和三十六年三月十五日から十六日までの間に、一時間内職場大会および長岡電報電話局における職員の出動等の阻止を指導、実践する等、公社業務に支障を云々、こういうようなことがあるのですが、そのつと今言つたような理由と違ふことが処分の理由に辞令上書されておるといふことにつまづいてはいかなるわけですか。

○本多説明員 長岡局の全体の争議が、時間内職場大会並びに相当局内外にわたる職員並びに管理者の入局阻止というふうな不法状態がございまして、なるほど御本人は直接実行部隊としてそこにおられたわけではありませぬけれども、そういうふうな争議行為の企画に参画されておられる分会の役員として処分した、かような意味で、私どもそういうふうな書いておるわけでありませぬ。

○島本委員 分会の役員として処理したとすると、そういうふうな理由をはつきり処分理由に書いていないわけですか。この場合においては、処分理由として今私が読み上げたような理由になつておるようですよ。そうすると、その処分理由の中にも、そういうふうな思惑や、前に予想されるようなことについて阻止しなかつたとか、また指導したとか、いろいろなことごの中に当然入つて、組合役員としての行動がその中に入つていられるものかどうかが。私は処分するならばその理由を明確にわかるようにして納得させる処分でないければならぬと思ひます。すけれども、今まで説明された内容でこの処分の理由とがちょっと理解できない

から、これは間違ひなかつたと思ひます。その理由は、昭和三十六年三月十五日から十六日までの間に、一時間内職場大会および長岡電報電話局における職員の出動等の阻止を指導、実践する等、公社業務に支障を云々、こういうようなことがあるのですが、そのつと今言つたような理由と違ふことが処分の理由に辞令上書されておるといふことにつまづいてはいかなるわけですか。

○本多説明員 私どもこの処分の辞令の書き方といたしましては、こういうふうな書き方で差しつかえない、かように考へております。

○島本委員 現地の局長は三月十五日から十六日までの間に、おつておつておつた。また十六日の午前四時におつて、長岡の局長は、現時点において、正常に業務は運行されておる、こういうふうにはつきり認めておるのです。そうすると、十六日の午前四時までは、この間はまことに平常であるといふことをわれわれは認めなければならぬと思ひます。すると、午前四時以後ですから、五時から若干時間の間じやなかつたか、こういうふうに思ふのですが、これによりまして、はつきり二日間の日にかきましても指定してあるようですよ。十六日の午前四時では、局長は現時点においての異状は認めないと言つておる。そうすると、処分の理由もまた少しおかしくなつてくるじやないかと思ひます。それでもこの処分の内容は正しい、こういうふうな書かなければならぬものですか。前に説明されたあの理由は、分会執行役員としての役職を果たさなかつたという理由、これに書いておる処分理由

から聞いたのですが、これに対して食い違ひがないものかといふことなんです。そうすると、今までの内容も、忌引であつてもお前は出てきて阻止しなければならぬのに来ないから減給十分の一なんだ、こういうことをやればいいじゃないですか。この理由を見ると、さつぱりわからぬような理由になつておるのです。辞令の書き方はこれでいいものですか。

○本多説明員 十五日は、すでに長岡の電報電話局におきましては、午後の七時くらいから交換室前の廊下とかその他にビケも張つておるし、それからなお管理者の入室というものは妨害されておる。十五日といふ日には何もなかつたといふふうには私ども考へていないわけでございます。

○島本委員 私どもは何もなかつたといふことは考へない。時点まではつきり指示して、私どもの方でははつきりした資料がある。その時点において異状なかつたといふことは言つた。証人もおりますし、私どもの方ではそういうふうなことも調べてあるわけですよ。あなたの方で間違ひないかと思ふと、この点ほんとうに間違ひないのかどうか。それじゃ私がそういうふうな前提に立つて質問したのが間違ひだといふことに相なるわけですから、そういうふうな点についてはもう少しそれを調べるわけですよ。私が今言つたようなことについては、あなたは十五日はもうすでに始まつておつたと言ひし、十六日の午前四時現在において、局長は現時点までは正常に業務が運行されているといふことをはつきり組合側の人に答

は、そうでなく十五日から十六日まで、間における職場大会と、それから職員の出動を阻止した、こういうふうな行動。ところが現実にはそれさえもしていない人が同じような理由で処分されておる。そして十六日の午前四時には、局長は現時点までは正常に業務は運行されておるといふことを確認しておる。それだといふと、処分の理由といふものはないじやございませぬか。これはどうなんですか。

○本多説明員 十五日は、すでに長岡の電報電話局におきましては、午後の七時くらいから交換室前の廊下とかその他にビケも張つておるし、それからなお管理者の入室というものは妨害されておる。十五日といふ日には何もなかつたといふふうには私ども考へていないわけでございます。

○島本委員 私どもは何もなかつたといふことは考へない。時点まではつきり指示して、私どもの方でははつきりした資料がある。その時点において異状なかつたといふことは言つた。証人もおりますし、私どもの方ではそういうふうなことも調べてあるわけですよ。あなたの方で間違ひないかと思ふと、この点ほんとうに間違ひないのかどうか。それじゃ私がそういうふうな前提に立つて質問したのが間違ひだといふことに相なるわけですから、そういうふうな点については、もう少しそれを調べるわけですよ。私が今言つたようなことについては、あなたは十五日はもうすでに始まつておつたと言ひし、十六日の午前四時現在において、局長は現時点までは正常に業務が運行されているといふことをはつきり組合側の人に答

は、そうでなく十五日から十六日まで、間における職場大会と、それから職員の出動を阻止した、こういうふうな行動。ところが現実にはそれさえもしていない人が同じような理由で処分されておる。そして十六日の午前四時には、局長は現時点までは正常に業務は運行されておるといふことを確認しておる。それだといふと、処分の理由といふものはないじやございませぬか。これはどうなんですか。

○本多説明員 十五日は、すでに長岡の電報電話局におきましては、午後の七時くらいから交換室前の廊下とかその他にビケも張つておるし、それからなお管理者の入室というものは妨害されておる。十五日といふ日には何もなかつたといふふうには私ども考へていないわけでございます。

弁し、それに対する証人もおるわけですが、あなたの答弁とこれは違ひのす。あなたの答弁を正しいとするならば、やはり局長にでも来てもらつてはつきり言つてもらわれない以上、これは困ることに相なるわけです。いかがでしょう。

○本多説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、十五日の午後七時からビケというものは張られております。管理者の入室につきましていろいろ妨害というものは行なわれております。また十六日の午前零時にもうすでに解除の呼びかけ等を行なつておるのであります。私もこれは間違ひない、かように考えておるわけでありませう。

○島本委員 では重ねて伺ひます。私はその答弁にはちよつと納得できません。私の方でも調べておるデータ等もございまして、今の答弁についてはつきりした結論を今後において出したいと思ひます。

それから公社側の管理者側に違法行為がなかつたかどうかということについて、御存じのように昭和三十六年四月二十一日の二十二号の通信委員会議録にも載つており、またここにその資料にもつきりその点は載つておるのでございまして、現場においてある管理者の人が、売られたけんかは買はずばなるまい、こゝういうようなことを言つて、いかにもこの争議等について話し合ひの余地はないということ、こゝういうような事実がなかつたかどうかという点について、そゝういうような事実は一切なかつた、こゝういうことの答弁がありました。これはやはりその通りでございませうか。

○本多説明員 お答え申し上げます。私もそゝういうふうな組合側を特に刺激するような行為という点はないと思つております。いろいろそのときの言葉のやりとりとしてどういふことがあつたかという点は、詳細一々のこととはわからないのでございませうが、そゝういふ組合側を挑発するとか何とかいふような言動はなかつたといふふうなことを考へております。

○島本委員 三月十五日の午後十一時三十分、笹井長岡分会長は局長室に行き、次のことを申し上げた。一、中園指令十号によつて長岡局が拠点職場に指定されたこと。二、従つて三月十六日始業時から午前十時まで職場大会を開くこと。三、このため一切の指揮、指導の責任は中央本部にあること。一、われわれはいたずらに紛争を好むものではなく、公社側が提案することに対し、紛争を避けるための話し合ひはいつでも用意がある。こゝういふようなことを伝達したことに対し、公社当局は笹井分会長に対してどんな立場で来たのか。また、通信部伝田次長のごときは、売られたけんかは買わねばならぬ、等の言をはいていた。この詳細については、もうすでにわれわれの方では調べてあるわけにございまして、本人の手記も私の手元にあるわけにございませう。その内容としても、今説き上げたのはほんのその一部分の経過なんです。詳しくはこゝういふようなことになつております。『話し合ひしたいと思ひますがどうでしょう』と話し掛けたり、伝田通信部長は次の様な言葉を言つた。(特に言つたままを出来るだけ正確に記す) 伝田次長「君等の方(組合側と言ふ意味らしい)ケンカ

を売つて来るならば売られたケンカは買はずばなるまい、ケンカを売つて居つて話も何も無いものだ」と言つた。こゝういふふうな事です。これによつて組合の方では、これは円満に話し合つても、この措置等についてはどうにもできないじゃないやなところかといふことがわれわれの手元にある、なお調べもあるわけですが、前に、すなわち、四月二十一日の本委員会において言つた言葉、それと現在の私どもが調べ上げたことでもまた少し食い違ひがあるようにございませうが、公社側のこゝういふ態度は、皆さんとしては当然これを認めてやらしておつたものであらうか、または、こゝういふようなことに対して、組合の交渉等に対して当然これははつきりな労働慣行として認められておつたものであるか、初めてこれを聞くものであるか、この点について、どうなんですか。

○本多説明員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私どもはいたずらに組合側に対して挑発的な言動に出るというふうなことは慎んでおりますので、こゝういふことはないと申ひます。ただ、この情勢をいたしましては、もうすでに七時からビケを張つて、管理者の入室なりそゝういふようなものを妨害されているといふような状況でございまして、ただいま十一時といふようなお話をございませう。こゝういふような場合に、こゝういふような情勢で、なかなか円満な話し合ひといふようなこともできない問題だらうと思ひます。で、言葉のそゝういふいろいろなやりとりという点につきましては、今申されました言葉といふ

うな点については、私も聞いておりませんですけれども、私も全体として申しては、こゝういふような、組合に対して刺激的な、特に挑発的な言動に出るという点はないと思ひます。また、今申しましたような情勢において、いかにも組合側が円満に解決するつもりであつたなど申しまして、今回の拠点職争のやり方をいたしました、そゝういふようなビケを張り、集団で入室を拒否するといふような状況におきましては、これは公社側が希望しているような円満な話し合ひはできないといふような状況であると私は考へております。

○島本委員 どうもそゝういふように、初めから話し合ひの余地がないという考へ方が皆さんの方にあるからそれが伝わつてゐるのじゃないかと思ひますが、これに対して、まことに私どもとしては納得できないような前のいきさつもあるのです。それを、現地の局長は、では話し合ひしようと言つてゐるのです。それなのに――では、もう少し説きましようか。『組合側責任者大野中央職争委員の命令により全電通労組の組合員として来たことを伝へた。その他くわしい事は責任者に聞いてもらいたい』と申しました。しかし、『その後局長は当分会の分会長としてあなたと話をしたい』――これは笹井直衛さんの言ですが、そゝう言つたのに対し、『お話し責任者と話をしたい』と再度言つた所、局長は椅子に腰掛け、私にもどろぞと云うので、応接用の椅子二枚のうち一つに腰かけ、私の掛けた左側に伝田通信部長が腰かけた。そして再度の私の話「あなた方公社側で紛争を出来るだけ

さけたい」という意向があれば組合側として応ずる用意はあります。』こゝういふふうにはつきり言つておるのです。それに対して局長は、『隣の伝田通信部長に対して「話をしたいと思ひますがどうでしょう。』と云うのが伝田通信部長は、今度は次のような言葉を言つてゐるわけですが。特に誤解があれば困るから、言つたままを私は正確に記するといふことで『君等の方(組合側と言ふ意味らしい)ケンカを売つて来るならば売られたケンカは買はずばなるまい、ケンカを売つて居つて話も何も無いものだ』逆(逆)に責任を持つて、こゝちが話し合ひを申し出、現地の局長も、それによつて円満に、では話し合ひしよう、少なくともその被害を食ひとめるために、またいろいろ言つたのに対して、上部の幹部の通信部長長なるものが、話し合ひに必要はない、売られたけんかは買はずばなるまい、こゝういふやうな調子で、それも毛並みのよい公社側の人の言葉とも聞けないやうなことを平然として言つておる。こゝういふやうなことだとすると、何らかの辺に皆さんの方からも相当強くこれを挑発している点があるのじゃないやなところかと私の方としては考へるわけですが。こゝういふやうにして、現実の面において受け答えもあるでしよう。皆さんの方では、こゝういふ事実はないのだ、そんなことは一切公社の方としては知らぬのだ、こゝういふやうに言つて、私どもの方としては、逆に、こゝうならした責任の半分は公社側にもあるのじゃないかといふやうに認めざるを得ないのではないか。こゝういふ態度を皆さんは是認されているので

はないか。ことに責任者である伝田通信部長、こういうような人の行動に對して、一、二ではございせん。前回からこれはよく申し上げているはずで。公社側はやはり庇護する意味があえてこれに悪いともよいとも言っておりませんが、こういうようなことは望ましいことですか、はつきり言ってみていただけませんか。

○本多説明員 お答え申し上げます。私も公社をいたしましては、先ほど申し上げたように、組合側に対して特に挑発的な言動に出るというようなことはいたしておりません。ただ、今申しましたようなことは、そういう状態の中の雰囲気の中で、私も今その言葉を確かめておりませんが、そういう言葉だけをとりえておっしゃられますというこれはとりやうもあると思うのでございすが、私も全体として、特に組合に対してそういう刺激の言動をとるようには、と言つてはおかしうございすが、そういう態度に出ることはいたしておりません。

○島本委員 この問題について私はもう少し局長に聞いて、納得できない点は副總裁または總裁、もう一つはつきり郵政大臣にも聞いてみたいと思うのです。ことに私が今申し上げたいのは、皆さんの方で月額調整加給という名前において、昭和三十四年以降各職場の管理者に公社側の方から、団体交渉委員に對して闘争手当、団体交渉手当、こういうふうに略称言われているようですが、こういうような金額を臨時に給料に増額して出しているもののようにございす。こういうようなことは私どもの方としては調査して初めてあ

るということがわかったのですが、団体交渉または闘争手当というような臨時加給を、役職にある人たちに全部行なわれておるものですかどうか、この点について一つ副總裁に伺いたいと思ひます。

○横田説明員 団体交渉とかあるいは闘争手当などというようなのは絶対に申し上げておけません。今の管理者につきまして、長時間にわたつて、いろいろのむずかしい作業に当たりますので、手当を出すことはありますが、そういう団体交渉とかいうようなものでわれわれの方は絶対に申し上げておけません。

○島本委員 そうするとこれはどういうような名目で、公社法の何かによつてこれは出しておられるのじゃないかと思ひますが、何に準拠して出しておるものですか、その点お知らせ願ひます。

○本多説明員 私ども今管理者につきましては、超過勤務手当というようなものは夜勤は別といたしましてやつておりません。しかし、その職責と職務の内容に應じて、これは非常に長い時間にあつて勤務する場合もございするし、そういうような点も考慮いたしまして、調整月額というようなものは、これは出しておられます。今何条のどれというふうなちよつと記憶ございせんけれども、私もこれは管理者の給与といたしまして違法な措置でないといふに考えております。

○島本委員 違法な措置でないとする、支出に對してはつきりした法的根拠があると思ひます。これは当然あると思ひます。これは公社法の七十二

条によるものであるかどうか、これはいかがですか。

○本多説明員 お答え申し上げます。公社法七十二条の「給与準則を定めなければならない。」これに基づいてやつております。

○島本委員 公社法七十二条に準拠するのじゃないかと思つて一応は調べてみたわけですが、やはり準拠するといふたしと、これははつきりといふに郵政大臣の許可がなければならぬやうになつておりますが、各管理者に全部こつておられるに、職場闘争、団体交渉等が行なわれる分会の管理者または公社側の交渉委員等に対して、いわゆる闘争手当、団体交渉手当のものを、月額調整加給の臨時増額を行なつていふといふことについて、郵政大臣は当然これを許すといふやうにして許可したものでないですか、大臣いかがですか。

○小金國務大臣 法律上の事務取り扱ひでありまして、いきさつは私よく存じておりませんが、監理官からお答え申し上げます。

○松田政府委員 お答え申し上げます。七十二条は「公社は、その職員に對して支給する給与について給与準則を定めなければならない。」といふこととございまして、その給与準則は「給与の総額を定めるものであつてはならない。」といふ規定がございす。その以外に臨時に給与を支給する場合に、郵政大臣の認可を受けるというところとございすが、本体的規定のところでは、郵政大臣の認可という規定はないわけでありす。

○島本委員 七十二条の第一項、この中のただし書き、これはいかがですか。

○松田政府委員 それはただいま申し上げましたように、「経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずるため特に必要があつて、郵政大臣の認可を受け、国会の議決を経た金額の範囲内で、臨時に給与を支給する場合についてはこの限りでない。」といふ規定でございまして、この規定はたしかまだ発動した例がないのではないかと、このように考えております。

○島本委員 そういたしますと、今まで出されておるのは全部郵政大臣の許可を得て出したのか、それとも七十二条の第一項に準拠して出したものでない、こつておられることですか。

○松田政府委員 そういふわけではございせん、給与総額といふものがございまして、これは予算のときにちゃんと国会の承認を得て定められております。それと見合ひまして公社といたしましては給与準則をきめまして、その給与準則に從つて各人に対して給与を出しておるわけでありす。そのただし書きの規定はそれに対して特別な支出の仕方をする場合の規定でございまして、経済変動といふ、こつておられる事例といふものがございせんものでしたから、この規定はたしか私の記憶では一度も発動されてない。従つて郵政大臣の認可によつてやつておられることは今までないといふふうに考えております。

○島本委員 もう一回。すると七十二条によりますか、よろしいのですか。

○松田政府委員 七十二条によつて出したかどうかといふことは、先ほど職員局長が述べられました通りでございまして、これは何と申しますか、私ども

の事柄ではなく、公社の内部の事柄であります。郵政大臣といたしましてはそういう給与準則、あるいはそれに基つて何か出すといふことについては、認可事項ではないといふことを申し上げておるわけでありす。

○島本委員 そういたしますと、これは初めから組まれておつたものではないから、特に必要なものは郵政大臣の許可を得て出せるから、それは七十二条によつて出せることは当然考えられるわけですが、これは莫大な金額です。そうなりますともう初めからこれは組まれておるとするならば、どのような名目で組まれておつたのか、これもはつきり知らなければならぬわけでありす。この管理者側にやるいわゆる闘争手当なるものの名目は何でございすか、はつきりした名目をお知らせ願ひたい。

○横田説明員 ただいまお尋ねの点は七十二条の一項の前段と後段の問題で、今お話しした認可の問題は後段で、たしか去年もそうだったと思ひすが、こつては予算に二億円の、国会の議決を経た金額の範囲内といふものが出たはずであります。それを使つて出したわけではない、それを使つて出す場合は郵政大臣の認可が要るわけですが、そつてない、給与総額の中で、給与準則に沿つて出した、こつてのことでありすので、その点は公社總裁にまかされておるわけでありす。

○山手委員 ちよつと速記をとめて。

○山手委員 速記を始めて。

○島本委員 私の方ではこの問題について、いろいろとまだ月額調整加給の

「速記中止」

五

問題で納得できない点がございしますので、もう少しこれは質問を展開したいと思ひます。皆さんの方にこの質問等についての疑義がおりかと思ひますが、こつちはほんとうに一生懸命でございしますから、その点よろしく願ひたい。なお私の意向としては電気通信の第一次、第二次の五カ年計画とそのあとの合理化の問題、今回はまた料金改定の問題等をあわせて見ました。労務の問題、処分の問題等はこの計画遂行に重大な関係があると存じまして、私どももある程度調査をし、なおかついろいろな支出等についても、われわれの方としてはデータを求め、ここに質問をしてはデータでございまして、この質問はやはり全面的に法案に關係があるものであるという認識の上で立ててやっておりますので、その点、委員長等においてもよろしく御指導方をお願い申し上げたいと思ひます。

それで、今七十二条によるものではないというふうな御答弁があつたわけですが、そのうちとどの管理者にも月額調整加給金というものを出しておつて、団体交渉または闘争のいわゆる団交手当、闘争手当というふうな名前がつけられておるようでございますけれども、それは公社側が措置をして郵政大臣の許可なしに出せる種類の予算を組んであるのだと理解しておいてよろしくございしますかどうか、いま一つはつきりこの問題について御答弁をお願いしたいと思います。

○横田説明員 七十二条の一項の前後の給与準則に基づいてはあります。ただし、一項のただし書きにあります「但し、経済事情の変動その他予測す

ることができない事態に應ずるため特に必要があつて、郵政大臣の認可を受け、国会の議決を経た金額の範囲内で、臨時に給与を支給する場合については、この限りでない。この後段ではないというのを申し上げたわけであります。なおこの給与の金額につきましては、従つてたゞし書きの金額の問題ではなくして、一般給与総額の中から支出しております。その点は公社總裁の権限にまかせられておる問題であるということをお願い申し上げます。

○島本委員 公社總裁の権限にあるといたしますと、これは年間幾らくらいこの金額を公社總裁の責任において各管理者に支給されておるものですか。この点一つお知らせ願ひたいと思ひます。また、あわせてどういふような点に重点を置いて、差別をつけて、管理者に支給しておるものであるか、この点御説明願ひます。

○横田説明員 給与総額の範囲内で、先ほど職員局長がお答え申し上げましたように、一般職員には超過勤務手当を出しておりますが、管理者につきましては、そのときどきの業務の繁忙というよりは、管理者は当然その仕事に就いて相当連綿的な作業をいたしまして、特に超過勤務手当を支給せず、そのかわりに調整月額を支給いたしておるわけでありまして、その調整月額につきましては、場合によって管理者が非常に異常な繁忙な仕事を連続するといふ場合に特別に出るというふうなことはあり得ますけれども、その金額は集計いたしますとそう大した金額ではございません。ただいまちよつと手元にその集計金額を持っておりますが、趣旨

といたしましては以上のような次第であります。

○島本委員 この場合には、その支給の理由を付しておらないで、ただどおり勤定で支給されておるようには聞いておりますが、そういうふうな事実がおりますか。

○横田説明員 お話のどおり勤定という意味がちよつとわかりませんが、今の調整月額につきましては、先ほどお話しいたしましたように超過勤務手当の場合、何時間超過勤務をいたしたから幾らというふうになつておりますけれども、調整月額の場合には何時間という問題ではなしにきめておりますので、それは金額として一本になつておる、こういうことであります。

○島本委員 ある場合には文書番号まで付してはつきり増額の金額を示し、それによつて支給しているものもあり、ある場合には支給の理由不明として、付さないでそのまゝ団体交渉並びに組合の方で争議が起ると予想されるような場所といたしまして、特定の場所にこれを支給しておられるようです。そういったことは、理由はつきりしない支給ということも考えられます。もし、この問題はあくまでも月額調整加給金の臨時加給金である、こゝういふふうなわけには考えられたいわけでございます。しかしながら、そうだとするとあの処分の理由にもつきりついておるのですから、加給の理由なんかがつけれないわけはないと、われわれの方としては常識的に考えるのですが、どのような理由かわからぬが、やはりちよつとだしておこうというふうなことだと、はなはだこの問題に對しては不明朗な感じを受けるのは

私どもばかりではないと思ひます。こゝういふような点についてやはりつきりされておいた方がいゝし、そうならば各管理者にこれだけ支給してあるのだというふうな基準、準則等あつてしかなるべきだと思ひます。それが当然であると思ひます。あるのかないのか、その点あわせてどういふ方面に重点的にこの臨時加給金を支給になられましたか、この点について御説明願ひます。

○本多説明員 調整月額と申しますか。そのものにつきましては、全般的に先ほどお話ししましたように、職務の内容、責任というふうなことを含めてやつて特定管理職全体についてきめてやっております。それからたゞしお話がございしましたが臨時の加給がございします、これは団交手当とかあるいは闘争手当とかいふようなお話をございしますけれども、決してそういうことではございしません。私ども円滑な業務を遂行していく場合には、改式予定局というものが相当な数に上つて参つております。改式の問題につきましては御承知の通りいろいろ事前の準備、打ち合わせ、法律上の問題なりあるいは労働問題も確かにございします。全体として改式を円滑に、それからサービスをよく遂行していくというふうな上から申しまして、やはり管理者側としては責任を持つておるわけでございますから、こゝういふような点を考えまして改式予定局というふうなものに私ども臨時加給というふうな制度をとつております。なおこれにつきまして労働關係の問題についてもいろいろ問題のございします重要な局もございしますので、そゝういふところは実態を見まし

て、これは通信局長の責任において全体の中で調節をとつてやつていただく。しかしこれはあくまでも闘争手当であるとか団交手当であるとかそういうものではなくして決まっております。その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○島本委員 私どもが懸念しておつたのは、私が読み上げましたように、公社側に対してはデータにありますが、それだけに買はずばなるまい、こゝういふような考え方で話し合ひを拒否されたり、またその裏づけをするかゝるに管理者側に対してこゝういふやうないわゆる闘争手当、団交手当と称されるものがない、その意味の基準がよくわからないというふうな流布されておるやうな状態では、これは話し合ひの上に対しては思ふに阻害を来たすやうな要因の一つになるであらうといふことも考えられるのです。これがはつきり郵政大臣の許可を受けて公社の總裁の責任において支給されておるものであるならば、こゝういふやうなことは管理者としても管理職手当といふやうな意味が生まれる何ものもないのだ、こゝういふやうなことで堂々と支給された方がいゝはずのものではないか。これは先ほど私がどんどんぶり勤定と言つたのは、ちよつとわからないやうな面もありましたが、その場になつてから必要に応じて幾らなんだとぼんと出す、これは私ども普通どんどぶり勤定と言つておるわけですが、こゝういふやうにとられるやうなやり方で、せつかつ法的にも体系が整つておると思はれるこゝういふやうな支給の方法に對しては、少なくとも疑義を受け

て、これは通信局長の責任において全体の中で調節をとつてやつていただく。しかしこれはあくまでも闘争手当であるとか団交手当であるとかそういうものではなくして決まっております。その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○島本委員 私どもが懸念しておつたのは、私が読み上げましたように、公社側に対してはデータにありますが、それだけに買はずばなるまい、こゝういふような考え方で話し合ひを拒否されたり、またその裏づけをするかゝるに管理者側に対してこゝういふやうないわゆる闘争手当、団交手当と称されるものがない、その意味の基準がよくわからないというふうな流布されておるやうな状態では、これは話し合ひの上に対しては思ふに阻害を来たすやうな要因の一つになるであらうといふことも考えられるのです。これがはつきり郵政大臣の許可を受けて公社の總裁の責任において支給されておるものであるならば、こゝういふやうなことは管理者としても管理職手当といふやうな意味が生まれる何ものもないのだ、こゝういふやうなことで堂々と支給された方がいゝはずのものではないか。これは先ほど私がどんどんぶり勤定と言つたのは、ちよつとわからないやうな面もありましたが、その場になつてから必要に応じて幾らなんだとぼんと出す、これは私ども普通どんどぶり勤定と言つておるわけですが、こゝういふやうにとられるやうなやり方で、せつかつ法的にも体系が整つておると思はれるこゝういふやうな支給の方法に對しては、少なくとも疑義を受け



るような行為があるというよりなことから始まって、なおさら組合員に与える影響を考えます場合には言動等もありましたけれども、やはり公社側はわれわれと最後までやる決意なんだということ、闘争をやるように導かれるおそれの要因の一つぐらいにはなるのではなからうかと考えます場合には明確になったことは明確にはつきり知らしておいてしかるべきだ、私どももそう思っている問題について質問したわけです。この問題に限ってだけはこれで一応終わっておきます。

○山手委員長 この際、午後一時半まで休憩をいたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時五十七分開議

○山手委員長 これより再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続行します。

○島本委員 私としては午前中に引き続き具体的な問題に入っていきたいと思っておりますが、具体的な問題に入る前に、まず大臣に聞きたいと思っております。

郵政大臣としては、今回の公社関係のあの八千人に上る処分、その中にはまことに十六名の解雇を含む、われわれがこれではあまり酷に過ぎるんじゃないか、政治的な意図がはつきり盛られていないんじゃないかという考えをもつて質問しましたが、大臣としてはそういうようなことはない、こういう答弁が前回あったわけでございます。四月の二十一日でございます。その後いろいろな事実が判明され、また大臣としてもいろいろ考えるところがあつたのじゃないかと思ひます。まずこの処分については一様に同じ根拠に立つてこれを実施したものであるか、または特定の何か理由があつたものであるか、この点について大臣としては今回の処分をどのように指示し、どのように指導されたものでしょうか。この点明確にお答え願ひたいと思ひます。

○小国国務大臣 私はこの処分という問題についてはできるだけ慎重を期さなければいけない、そうしてなるべく処分なんていう違法状態が起らないことを望むのでありますが、やむを得ずして起つた場合でも、断固としてとか、厳罰に処するといふような考えを持ってもらつては困るのであります。違反の状態相應の処置をとるといふき

わめて平穏な態度で臨んでもらいたい、私はこういう方針でございます。それで今お尋ねの電電公社の処分の問題につきまして、先般申し上げたように、別段ある種の意図を持って処分するといふようなことはない、またなかつたという報告も受けておりますが、ただ客観的に認定された事実がなかつたとか、間違つておつたとかいふようなことがあれば、これはすみやかに直す方法をとってもらいたいといふことは申し入れてございます。従つてそういう線に沿つて電電公社でもその後の客観的事実あるいはまた御本人の申し出等について処理をされていきつづけるものと心得ております。

たのじゃないかと思ひます。まずこの処分については一様に同じ根拠に立つてこれを実施したものであるか、または特定の何か理由があつたものであるか、この点について大臣としては今回の処分をどのように指示し、どのように指導されたものでしょうか。この点明確にお答え願ひたいと思ひます。

○小国国務大臣 私はこの処分という問題についてはできるだけ慎重を期さなければいけない、そうしてなるべく処分なんていう違法状態が起らないことを望むのでありますが、やむを得ずして起つた場合でも、断固としてとか、厳罰に処するといふような考えを持ってもらつては困るのであります。違反の状態相應の処置をとるといふきわめて平穏な態度で臨んでもらいたい、私はこういう方針でございます。それで今お尋ねの電電公社の処分の問題につきまして、先般申し上げたように、別段ある種の意図を持って処分するといふようなことはない、またなかつたという報告も受けておりますが、ただ客観的に認定された事実がなかつたとか、間違つておつたとかいふようなことがあれば、これはすみやかに直す方法をとってもらいたいといふことは申し入れてございます。従つてそういう線に沿つて電電公社でもその後の客観的事実あるいはまた御本人の申し出等について処理をされていきつづけるものと心得ております。

くならつたのじゃないかと思ひます。まずこの処分については一様に同じ根拠に立つてこれを実施したものであるか、または特定の何か理由があつたものであるか、この点について大臣としては今回の処分をどのように指示し、どのように指導されたものでしょうか。この点明確にお答え願ひたいと思ひます。

○島本委員 前回はいろいろな私どもが具体的な事実またはこのような情報等を入力しておるということを申し上げました。一つにこの処分の問題は起るべくして自然発生的に起つたものではなく、公社側が果たさなければならぬ義務も果たさなければならぬこれは当然起つたのじゃないか、また同じような状態のもとに公社側に所属する管理者、この人たちの中にも処分が該当するやうな人たちがあつたのじゃないか、こういうふうに思つて、いろいろ調査方についてお願いを前回の四月二十一日にも申し上げておつた次第です。それ以後その報告等はございせんが、公社側で調べた範囲において管理者側に、これでは不穩当だと思はれるやうな、また処分が該当すると思はれるやうなやり方をした人がなかつたやうか。それをそのままにしておいて、職員の方だけ、労働者の方だけ、組合員の方だけをそのやうに処分するといふことは片手落ちじゃないか、これが今大臣または総裁が言つたやうな方針にもとるのではないかと、そういうふうに考えられますが、管理者側の違法行為または処分が該当するやうな行為に対しては、ないと考えたのか。またあつたとしたならば、どのように処置をし、今後どのように考えておられますか、それをはつきり御発表願ひます。

たのじゃないかと思ひます。まずこの処分については一様に同じ根拠に立つてこれを実施したものであるか、または特定の何か理由があつたものであるか、この点について大臣としては今回の処分をどのように指示し、どのように指導されたものでしょうか。この点明確にお答え願ひたいと思ひます。

○島本委員 前回はいろいろな私どもが具体的な事実またはこのような情報等を入力しておるということを申し上げました。一つにこの処分の問題は起るべくして自然発生的に起つたものではなく、公社側が果たさなければならぬ義務も果たさなければならぬこれは当然起つたのじゃないか、また同じような状態のもとに公社側に所属する管理者、この人たちの中にも処分が該当するやうな人たちがあつたのじゃないか、こういうふうに思つて、いろいろ調査方についてお願いを前回の四月二十一日にも申し上げておつた次第です。それ以後その報告等はございせんが、公社側で調べた範囲において管理者側に、これでは不穩当だと思はれるやうな、また処分が該当すると思はれるやうなやり方をした人がなかつたやうか。それをそのままにしておいて、職員の方だけ、労働者の方だけ、組合員の方だけをそのやうに処分するといふことは片手落ちじゃないか、これが今大臣または総裁が言つたやうな方針にもとるのではないかと、そういうふうに考えられますが、管理者側の違法行為または処分が該当するやうな行為に対しては、ないと考えたのか。またあつたとしたならば、どのように処置をし、今後どのように考えておられますか、それをはつきり御発表願ひます。

た次第でございます。いわば涙をのんで馬鹿を切る、昔のことわざの通り的心境をもつてこれに臨んだわけでございます。

○島本委員 前回はいろいろな私どもが具体的な事実またはこのような情報等を入力しておるということを申し上げました。一つにこの処分の問題は起るべくして自然発生的に起つたものではなく、公社側が果たさなければならぬ義務も果たさなければならぬこれは当然起つたのじゃないか、また同じような状態のもとに公社側に所属する管理者、この人たちの中にも処分が該当するやうな人たちがあつたのじゃないか、こういうふうに思つて、いろいろ調査方についてお願いを前回の四月二十一日にも申し上げておつた次第です。それ以後その報告等はございせんが、公社側で調べた範囲において管理者側に、これでは不穩当だと思はれるやうな、また処分が該当すると思はれるやうなやり方をした人がなかつたやうか。それをそのままにしておいて、職員の方だけ、労働者の方だけ、組合員の方だけをそのやうに処分するといふことは片手落ちじゃないか、これが今大臣または総裁が言つたやうな方針にもとるのではないかと、そういうふうに考えられますが、管理者側の違法行為または処分が該当するやうな行為に対しては、ないと考えたのか。またあつたとしたならば、どのように処置をし、今後どのように考えておられますか、それをはつきり御発表願ひます。

たのじゃないかと思ひます。まずこの処分については一様に同じ根拠に立つてこれを実施したものであるか、または特定の何か理由があつたものであるか、この点について大臣としては今回の処分をどのように指示し、どのように指導されたものでしょうか。この点明確にお答え願ひたいと思ひます。

○島本委員 前回はいろいろな私どもが具体的な事実またはこのような情報等を入力しておるということを申し上げました。一つにこの処分の問題は起るべくして自然発生的に起つたものではなく、公社側が果たさなければならぬ義務も果たさなければならぬこれは当然起つたのじゃないか、また同じような状態のもとに公社側に所属する管理者、この人たちの中にも処分が該当するやうな人たちがあつたのじゃないか、こういうふうに思つて、いろいろ調査方についてお願いを前回の四月二十一日にも申し上げておつた次第です。それ以後その報告等はございせんが、公社側で調べた範囲において管理者側に、これでは不穩当だと思はれるやうな、また処分が該当すると思はれるやうなやり方をした人がなかつたやうか。それをそのままにしておいて、職員の方だけ、労働者の方だけ、組合員の方だけをそのやうに処分するといふことは片手落ちじゃないか、これが今大臣または総裁が言つたやうな方針にもとるのではないかと、そういうふうに考えられますが、管理者側の違法行為または処分が該当するやうな行為に対しては、ないと考えたのか。またあつたとしたならば、どのように処置をし、今後どのように考えておられますか、それをはつきり御発表願ひます。

たのじゃないかと思ひます。まずこの処分については一様に同じ根拠に立つてこれを実施したものであるか、または特定の何か理由があつたものであるか、この点について大臣としては今回の処分をどのように指示し、どのように指導されたものでしょうか。この点明確にお答え願ひたいと思ひます。

○島本委員 前回はいろいろな私どもが具体的な事実またはこのような情報等を入力しておるということを申し上げました。一つにこの処分の問題は起るべくして自然発生的に起つたものではなく、公社側が果たさなければならぬ義務も果たさなければならぬこれは当然起つたのじゃないか、また同じような状態のもとに公社側に所属する管理者、この人たちの中にも処分が該当するやうな人たちがあつたのじゃないか、こういうふうに思つて、いろいろ調査方についてお願いを前回の四月二十一日にも申し上げておつた次第です。それ以後その報告等はございせんが、公社側で調べた範囲において管理者側に、これでは不穩当だと思はれるやうな、また処分が該当すると思はれるやうなやり方をした人がなかつたやうか。それをそのままにしておいて、職員の方だけ、労働者の方だけ、組合員の方だけをそのやうに処分するといふことは片手落ちじゃないか、これが今大臣または総裁が言つたやうな方針にもとるのではないかと、そういうふうに考えられますが、管理者側の違法行為または処分が該当するやうな行為に対しては、ないと考えたのか。またあつたとしたならば、どのように処置をし、今後どのように考えておられますか、それをはつきり御発表願ひます。

理者のうち事件当時後二週間、十日くらい行方不明だった者がおるといふやうなお話のこともありましたので、そういう事情を調査いたしましたところ、われわれの調査した限度におきましては、その管理者はなるほど組合の方からは行方不明であつたかも知れませんが、通信局の方には全部所在はわかつておりました。何分あの現場の紛争におきまして、集団交渉あるいは場合によっては自分の家庭にも集団的に押しかけられるといふやうなおそれもあるし、そういうことで通信局の方にはちゃんと場所を明らかにいたしました、通信局の了承を得て管理者がその執務場所におられたといふことはあるわけでありましたが、この点は通信局の方の了解を得てやつておりますので、これは御指摘のあつたやうな問題について管理者の責任を追及すべき理由はないかと思つております。先般御指摘のあつたおまなる点はそういう点であらうと思ひます。御了承を願ひます。

○島本委員 その問題だけではなく、午前中いろいろお伺いをいたしました、管理者が組合員に対して暴言と思はれるやうな言葉を発した事例、こういうやうなことも申し上げました。もし全然ないといふならば、私の方の手元にある事例を申し上げます。伊豆の長岡で三月十五日の夜の十時四十分、これは閣下委員が二名しかおらないところに五十人以上の管理者が乗り込んできた。へいを飛び越し、かきをはずして土足のままで上がり込み、同舎内でたき火をして火災報知器が鳴り、消防の自動車が行なり出したやうな始末をここに現出した。こういうやうな

たのじゃないかと思ひます。まずこの処分については一様に同じ根拠に立つてこれを実施したものであるか、または特定の何か理由があつたものであるか、この点について大臣としては今回の処分をどのように指示し、どのように指導されたものでしょうか。この点明確にお答え願ひたいと思ひます。

○島本委員 前回はいろいろな私どもが具体的な事実またはこのような情報等を入力しておるということを申し上げました。一つにこの処分の問題は起るべくして自然発生的に起つたものではなく、公社側が果たさなければならぬ義務も果たさなければならぬこれは当然起つたのじゃないか、また同じような状態のもとに公社側に所属する管理者、この人たちの中にも処分が該当するやうな人たちがあつたのじゃないか、こういうふうに思つて、いろいろ調査方についてお願いを前回の四月二十一日にも申し上げておつた次第です。それ以後その報告等はございせんが、公社側で調べた範囲において管理者側に、これでは不穩当だと思はれるやうな、また処分が該当すると思はれるやうなやり方をした人がなかつたやうか。それをそのままにしておいて、職員の方だけ、労働者の方だけ、組合員の方だけをそのやうに処分するといふことは片手落ちじゃないか、これが今大臣または総裁が言つたやうな方針にもとるのではないかと、そういうふうに考えられますが、管理者側の違法行為または処分が該当するやうな行為に対しては、ないと考えたのか。またあつたとしたならば、どのように処置をし、今後どのように考えておられますか、それをはつきり御発表願ひます。

な事態もあった。これは好ましいことではないと伊豆長岡の管理者の方で言っておられるようです。好ましいことではないというふうなことをやっていることは当然望ましいことではないのでありまして、こういうことがたくさんあるということは私どもとしては決して望ましいことではないと思ひます。この点等については知らないこと

い、これは当然なんだ、こういうふう

に考えられますか。

○本多説明員 ただいまお話がございましたが、たとえば伊豆の長岡電報局にいたしまして、私どもの方の話を聞いては、やはりこの業務を確保いたしますために管理者を動員したことは事実でございますが、御指摘のようないことは聞いておりません。また、管理者が押えていた入り口のとびらを無理にこじあけて局内に職員側の人が乱入した。それによってすわり込みをしたというふうなことも聞いております。私ども、管理者側がそういうことがあったという事は聞いておらないようなわけであります。

○島本委員 もしそういうふうな事実があるような場合には、当然管理者も処分対象になる、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○本多説明員 私ども、そういうふうな仮定のことを申されました、これはちよつとお答えすることができませんので、私どもの方でよく調べておりますけれども、そういうふうな聞いておりません。

○山手委員長 島本君、午前中ずっと労働問題、処分問題についてあなたは質疑をされたんですから、午後にはできるだけ法案に直接関係のある御質疑をされるように望みます。

○島本委員 その問題については、私は前の議事録によつて、私の方では委員長に特に——横田説明員の方から調べた上でこれは答弁するということが載つてあるわけですから、これで委員長にこの問題を詰つた場合に、どうぞ次会にということも載つてあるわけであり

ます。そうすると、これはやはり次会

というのはいさようですから、当然今回私がこれに対して質問し、はっきりさせておくのは、前の議事録によつても明確な事実でございますので、委員長、この点何とぞ前後の関係を考えの上で、一つよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

○山手委員長 けつこうですが、午前中ずっとあなた一人で労働問題、処分問題をおやりになったから、午後もし引き続き処分問題だけにし、法案についてできるだけ御質疑をお願いいたします。

○島本委員 私の方では、今大臣が申されましたような法違反の状態相応の処置をしたということ、それと法に反した行為で国民に不利益を与えたというものに對して、総裁は馬鹿を切るような気持ちでやつたということ、それならばこゝで具体的な事実によつて、処分した法的根拠——でははつきり職員局長の方から御発表願ひます。

○本多説明員 お答え申し上げます。職員については公労法三十三条によつて、就業規則の五十九条違反ということとで処分いたしております。解雇いたしました者につきましては公労法十八

条によつて処分いたしております。

○島本委員 法的な根拠が公労法十八条並びに公労法の三十三条、就業規則の五十九条である、こういうふうなことを言われましたが、首を切るという以上、これは本人に對しても公労法に對しても重大なことでありますから、相当に考慮してやらなければならぬし、輕はずみに、これは政治的な意図でやるといふことは、大臣はそんなことはないと言つたばかりですから、あつてはいけないことです。そうしますと、こ

の具体的な問題に入りませんが、信越方面のあの五人の首切りは、これのどれに該当したか、一つはつきりお願ひします。

○本多説明員 今回解雇いたしましたものは、全部公労法十八条で解雇いたしております。

○島本委員 十八条によつて解雇した、この条項のどのようなことに触れてこれが解雇になったのかという質問なんです。

○本多説明員 公労法十八条によりますと、前条の規定、十七条の規定に違反した行為をした職員について解雇するということになっております。私ども、十七条の争議行為禁止の規定に該当する、かように考えております。

○島本委員 そうすると、この十七条の具体的条項に触れなければ解雇に該当しないということになるわけですが、そうですね。

○本多説明員 十七条の規定に該当いたしておりますので、解雇したということでございますが、そういうふうな御了解願ひします。

○島本委員 それならば、なお具体的に申しますが、現場の管理者の方では、この解雇の理由に、職場大会に参加したためである、ビケに参加したためである、参加不参加は問わないで、これは指導する職にある役員である、こういうことで処分したというふうにはつきり言つてゐる。そうするとこの条項は十七条のどれに該当するか、こういうことです。

○本多説明員 お答え申し上げます。長岡の件につきましては解雇いたしましたのは、この長岡の局は相当違反行為もひどいものと私どもも考えておりま

す。ビケを局の内外に張つて、たとえば中の管理者が便所に行くにも出られない、また入つてくるのはそれを阻止する、あるいはビケを突破する管理者に對して胸をくづく、あるいはこれをまた押しつけていく。それから管理者に對するばり難言、暴力行為、そういうふうな非常にひどい状態でございます。こういうふうな状態ではねえが法的な違法行為、争議というものを指導いたしました者に對しては、そういうふうな解雇した責任というふうなことで解雇いたしたわけでございます。

○島本委員 それで具体的に十七条のどれに——今私が言つたのは、現場の管理者、責任者が——直接皆さんが委任しておる委託管理者という建前ですが、こういうふうな場合はほんとうに重大なことです、責任を持って処分した人の言明なんです。それで、それを聞いてもわからないからと思ひまして、私も一応は審議を早めるために自分の方から申し上げた。これは間違ひなく三条件——職場大会に参加した者、これは十七条のどれに該当するんだ、ビケに参加した者、これは十七条のどれに該当するんだ、指導した役員、これはどれに該当するんだ。大臣としては今言つたように、法違反の状態相応の措置をするんだ、したんだと言つたばかりでしよ。従つて公労法十七条、十八条によつて処分したと言ふならば、今言つたような現場の管理者が言つたこの三つは、十七条のどの項に該当するのですか。これにははつきり書いてゐるでしよ。このどれなんですか。

○本多説明員 たとえばビケに参加したとかあるいは職場大会に参加したと



か、こりい該当の事項につきましては、公労法で解雇はいたしておりました。あるいは減給とか戒告とか、これは公社法に基づきまして就業規則違反ということでやっております。解雇は公労法違反ということでこれはやっております。それでどういふことかといふことでございしますが、このようないふことにつきましては十七条全体を讀んでみますと、「業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。又職員は、このような禁止された行為を共謀し、そのかき、若しくはあつてはならない。」といふことになつております。私は条文全体に關係する、かように考えます。

○島本委員 まことに重要で、本部の方がこれを指令しやうとしておいて、教唆運動でも何でもなく、指令は本部の方にあるといふことを明確に知つておきながら、現場においてこりいような指令権も何もない人を処分して、この十七条の後段に該当するといふこと、これはそのかしたのでもない。これはどのような敵か。これはおそれるはこれに無理して当てはめて、当てはまらないものをしやにむに押し込むといふような感じが私どもはしらないでもないわけですが。だからこの問題については少し考慮する余地がないか、さつきから言つてゐるのはこのことなのです。おそれるはここの十七条前文から見ても、十八条のこの解雇の条項に触れるようなことをして解雇された者は具体的に何人いますか。私はそこを具体的に指摘してみたいわけですが、これを全体の受ける感じというか、全体からしてこれは違法行為が感じられるからやつたのだ。こりいようなやり方

では、最も科学的であるはずの皆さんがここに全体から受ける感じなんといつてムードをおおるようなこりいいううううに私は考えておるわけですが。この点は一体どうなんですか。この私が言つた三つのものはやはり公労法の中の共謀したことになるのですか。そのかしたことになるのですか。これは前段ではないとすると、後段のこれはどのようなことですか。禁止された行為を共謀したはそれのかし、あつた、この三つのどれなんですか。

○本多説明員 お答え申し上げます。今のお話では、中央本部の方が指令を出してございまして、地方はこりいようなものについて責任がないのだ、十七条該当の責任がないのだといふうううのお話のようございしますが、私どもは、中央本部が指令を出してございしても、それがかりに違法な指令でございすれば、支部なりあるいは分會なりという組織の単位といつたしまして、こりい違法な指令、争議行為といふようなものに対して、あるいはこれを返上するなり、あるいはこれを阻止するなりしまして、こりい違法な争議状態にしないといふううう組織上義務がある、かように考えております。こりい意味で、やはりこれは中央本部ばかりでなしに、現実に長岡の局で起りましたこりい事態に對しては、特に県支部の指導力は県支部の役員がそこに現実に對して、ピケの指導なりその他のことをやつておるわけでありまして、こりいような点については責任があるといふうううに考えております。特に長岡局の場合におきましては、その状況は暴力あるいはピ

ケあるいはその他の管理者の入局阻止、こりいうのはなだしいものがあつて、しかもそれはそこに県の役員として参つて、そこで率先して指導されてゐるといふううに私どもはこの者につきましては考えております。

○小林進委員 閣下。私も、この長岡、信越地方本部の不当撤首の問題については、実は党の命令を受けまして、長岡、新潟、長野三カ所の公社側のやり方を現地視察いたして参りました。その面において非常にふに落ちない新しいケースを幾つも拝見してきてたわけでございます。特にその中には、今後のわが日本の労働行政の上にとりしても一つ解明をしておかなければならぬ問題も幾多含まれてゐるといふううに考えてきたわけでありま

す。その一つは、今、島本委員から言われております組合の役員が何もしなかつた、いわゆる不作為の作爲であります。何もしないといふことがすなわち処罰の対象にせられてゐることは、実に私も新しい刑法の行き方から見ても大きな問題だと思ふ。知らぬがゆえに処罰をした、役員であるがゆえに処罰をした、行為がないわけでありま

す。こりいことと罰せられ幾つかの問題があるのございしますが、その問題も含めて私は一つ公社側からどうしてもお聞きしたいといふことは、十六日当日であります。その当日に管理者側で前日から旅館に宿泊をせられて、集団的に態勢を整えておられた。旅館でたき出しまでやりになつたかどろかわかりませんが、深夜団体を組んで待機をした。まず第一回戦であります、午前の五時三十分、前夜

から長岡市内の某旅館に待機していた公社側動員総数約六十名であります。が、管理者でいらつしやる方々すなわち小泉労働課長さん、これはお話をよつてはまた労働課長さんともこへ来て証言をいたさなければならぬと思ふのでありますけれども、こりい課長さんが指揮をとられて、六十名を引率せられて深夜肅々として旅館を出たのであります。こりいしておいて局の正面にすい星のごとく現れたわけでございます。ところがこれに呼応する

がごとく局の内部から通信部の伝田次長がのろしを上げたといふ、内外呼応いたされて夜討ちの態勢といひます。か、こりいような形で、こりいしてそこで職場大会を準備をいたしてございす組合側になだれ込んでゐられるのございす。これは相當の計画と相當の準備行為がなければとうていできることではございせん。そこで突撃命令を出されたか、進軍ラッパを吹かれたか、そこまで詳しく聞いておりましたか、そこまで詳しく聞いておりましたか、とにかく両方から堂々と進撃をせられて、そこで一回戦が終つたにやつて意気揚々とお引き揚げになつたわけでございます。次に今度は第二回戦が午前七時二十分ごろでございす。こりい、行なわれた。最初やられた公社側の動員者がまたもや組合大会の準備をしてゐる方々の前に現われて、そしてそこにいる組合に向かつてわつと突進をしてこられて、そこで数回もみ合つて、退散されたといふ形で終わつてゐるのであります。第三回戦は八時半ごろまた行なわれてゐるの

でございますが、私は公社の大橋総裁にお伺ひしたいのは、こりいうううに管理者側をどこで一体訓練をせられて、

どうしてこりい突撃隊などを作つておやりになつたのか、そこに含まれたメンバーはまさか総裁、副総裁はお入りにならないだろうが、管理者側における突撃隊は一体どの範囲に入るのか。通信部長までお入りになるのか、あるいは通信部長までいかない、その下の次長からこりい突撃隊を作るのか。この編成並びに訓練の仕方、こりい計画の準備、こりいものを管理者側でどうして一体おやりになつたのか、あるいはまたこりいことをおやりになるのがいふゆる公共企業体の管理者側として合法的なあるべき姿であるかどうか。これはまさに電電公社における新しいケースでございす。私ども労働運動、労働組合、労使のあり方を検討する者といひましては、実に新しいケースを電電公社で示していただきた。こりい編成や内容や突撃の仕方、指揮命令系統等一つ詳しく承りたいと思ふわけでありま

す。

○大橋説明員 ただいまお話しの内容は、私初めて承りました。こりいうううな事実は私もまだかつて耳にしたことはございせん。もし具体的なことについて答弁させていただくなら局長に……

○横田説明員 今の問題にお答えいたします。

われわれの事業はほんとうに独占的な公益事業でありまして、今回のように保安要員も保留要員も残らずに全員がいなくなるというここの業務上お客様に及ぼす影響、これはほんとうに甚大なものでございす。そこでわれわれは、こりいしてできるだけ管理者

をそういう対象の局に集め、われわれとしてもできるだけ、最小限の業務をはかるという事は、われわれの公共企業体の任務であらうと考えております。

なお先ほど来、伝田次長が非常に悪者になって出ておられますが、私も伝田次長は昔からよく存じておりますので、伝田君自身は非常に温厚篤実な男だと思っております。そういう事態に一生懸命になって業務を守ろうとしてやった伝田君の心中も、これはわれわれ推しはかかってみますのに、何とかして公共企業体の業務というものを最小限度守りたい、こういう意向から出たものとわれわれは拝察しております。

○山手委員長 小林君、君は関連質問だからこの程度で……。島本君にも申し上げたのですが、処分問題は午前中からずっとおやりになっておって、そのうちに法案について質疑をしてもよろしいとお願ひしておりますから、あなたは関連ですから、もう適当に打ち切ってください。

○松井(政)委員 議事進行。ちょっと委員長、四月二十一日の議事録を見て下さい。二十一日の本委員会において、この日は公衆電気通信法の関連でなくて、処分に関する質問を行なったわけなんです。よろしゅうございますか。委員長の運営によってやられたわけなんです。その場合に私の方が質問いたしましたのは、社会党の同僚委員諸君の質問は、ことごとく各地において水かけ論争にはもうならない、誤れる処分があるかどうかということに全部しぼって質問申し上げた。しかしながら、処分問題に関する今後の本委員会としての調査は、公衆電気通信法の改

正議題も出ているものだから、それに関連をして公社の第二次五カ年計画、今後の業務の運営、従って料金の合理化問題、労務行政は一環をしておるから、公衆電気通信法が議題になったときに処分問題について、裁定の問題も公労法上の問題も、あるいは水かけ論争になると思われる法的是非論もやります、そのことについてはここで山手委員長の名前まで私は出して発言をしております。同時に郵政大臣にもそのことを発言をしており、公社の当局にも発言をしておる。従って各地個々のケースの処分問題に対する質問はそれと関連をして出るから、二十一日のよ

うな副総裁並びに職員局長の答弁ではなしに、個人々々九千人からの処分に關する具体的な答弁の用意をしておいてくれということをお願いしております。その後本委員会においてそれを了承して、その日は散会しておるのであります。従って、本公衆電気通信法の審議についてはそういう経過がありますから、先ほど来委員長が処分問題はやめろと言いますけれども、要するに十五万人からの労働者を使って業績を上げるのが公社の仕事なんです。そこで、やはり労務管理と労務行政と労使の慣行をいかにしてよく作るかということになれば、今回の処分問題に触れずして本案の審議はできないのです。はつきりしているのです。にもかかわらず、委員長が先ほど来処分に触れるなという事を言いが、これは前の委員会の経過から見ても委員長の扱いは不当ですよ。それは与党も了承しているから、ただすべき点は十分にたゞさして下さい。質問は十分に許して下さい。もしそうでないとすれば、国会正

常化に基づいて本委員会において正常に審議をしようということについて、また理事会等で話をしなければならぬよけいなことが起こりますから、そうでなしに、前の委員会からの引き継ぎだ、はつきり議事録を読んでみてくれ。こういうことになっておりますから、労務行政に關する問題、処分問題等は本法案の審議の過程において明らかにするといふ、やはり前の委員会からの引き継ぎの問題については、その委員会の過程を尊重して委員長は名運

用をやつてほしいと思つたのです。やはりこれは十分に質問させていただきます。○山手委員長 それですから朝からずっと労働問題について質疑をしてきたのです。いろいろほかの方の質疑があると思うから、本論もできるだけ触れてやつていただきたいということを言っております。

○松井(政)委員 委員長の言うのはよくわかりますが、たとえば今信越、長岡から始まつておりますが、もし委員長は運営いかんによりましては、全国において九千人やられておるのですから、四十六都道府県片っ端、特別ケースの調査もわれわれしておるのですから、そのケースによつて本委員会の調査をやる、しかしそれも感情上の問題も発生しますから、そうではなしに、われわれの方も委員会の運営についてはちゃんと心得てやつておるのですよ。だから、やはり質問者が質問している間、委員長はよけいな茶々を入れずに十分質問されてほしい。四十六都道府県、九千人処分が出ています。

○山手委員長 ですから、島本君の質問を許しているところですから、小林君は関連の程度でおやめをいただきます。○小林(進)委員 委員長、これは余分なことですが、あなたと私は二十四年に同期で当選もしてきましたし、そういう仲で、あなたは私の気持もよく御存じでありましょう。私もまたあなたの気持もわかつております。また国会の慣行にも私はそうふなれと自分でも考えております。国会の飯も食つておりますし、議運等もやつておりますから、その意味において、あなたが関連だからやめろとおっしゃるでも、私は関連の立場でごく遠慮に、謙虚な気持ちで御質問を申し上げておりますから、どうぞ一つ御了承を願ひたい。

先ほどから申し上げておりますように、私は来るときに参議院からあらゆる速記録を実は全部見て参りまして、管理者側にも行き過ぎがあれば当局としてはそちらの方の違法行為を処分すべきではないか。私のささやかな経験だけでも、管理者側は事前に一切の準備を整えて攻撃態勢だ。組合の諸君の大会あるいは集会を、事前から反撃態勢を整えておるといふことは、わが日本の労働行政上、ことに国民の税金で成り立っているような公共企業体としてはまことに珍しいケースでございまして、これを国会に飯を食うわれわれがじんぜん見過ごすことは、後世人のあざけりを受けなければならぬ、この点を一つ明確にしておきたいという非常に哀悼の精神で申し上げておるのでありますから、この点時間をおかし願ひまして総裁にお伺ひしたい

のは、そのようにしてあなたの部下たちが、その前日、義士の討ち入りのようなものでございまして、ちゃんと態勢を整えて、二回、三回と攻撃をしようというやり方は、挑戦という言葉を以て新しいケースだから、一体総裁がこういうことを御命令になったのか、態勢を整えて攻撃をして、そうして命令をお出しになったのかどうかということをお尋ねしているのが一点であります。

いま一つは、伝田次長の話が出ましたからこの問題についても伺ひするのでございますが、伝田次長は性格がおとなしいかどうか知りませんけれども、実は具体的にこういうことをおやりになつてゐる。それはやはり同じく長岡のケースであります。長岡の分会長であります笹井君が、中央闘争を指導せられた大野さんの言葉でございまして、それをお伝えいたしますと、言つて、長岡の電話局の局長室に行かれて大野中副がこれこれの申し入れをしてこいといふことを言われまして、申し入れに來ましたと言つて申し入れをいたしました。そのときに、しかし当局側で話し合ひをして下さるというならば、われわれもさういふ闘争やストライキは好むところではございませんから、もしあなたの方で話し合ひに応じて下さるならば、組合としても話し合ひに応じてやる用意がありますと言つたときに、その長岡の局長が、すぐそのそばにすわつていた伝田次長に対して、話し合ひをしたいと思ひます、組合がこう言ってくるのでありますから私は

の、そのようにしてあなたの部下たちが、その前日、義士の討ち入りのようなものでございまして、ちゃんと態勢を整えて、二回、三回と攻撃をしようというやり方は、挑戦という言葉を以て新しいケースだから、一体総裁がこういうことを御命令になったのか、態勢を整えて攻撃をして、そうして命令をお出しになったのかどうかということをお尋ねしているのが一点であります。

ここで話し合いにに応じたいと思いが、いかでございませうか、こう話しかけたときに、伝田通信部長は次のような言葉を吐かれた。君たちの方でけんかを売ってくるならば売られたけんかは買わずばなるまい。けんかを売って話したいとは何事だ。それを受けてはならない。いわゆる現場の局長の太田さんが話し合いに応じたい、組合員も話したいという気持ちを申し上げたにもかかわらず、応じちゃいけない、けんかは買わなければならぬ、こういうことを言われた。この事実、その他幾多の例を振り返ってみても、最初から当局側に話し合いをしよという気がないものであつて、前からこの日を目掛けて一切の準備をしていた、闘争を組んでいた。むしろ長岡に闘争のたびの問題は、当局側で一切のけんかの態勢を整えておられたのではない、処分問題もすっかり事前にでき上がつていたのではない、私はかように考えておりますので、二点としてこの問題を明確にしたい。話し合いをする気は当局側に最初からなかった、この事実を一体どう裏づけられるか。

それから関連ですから次にいふ一点だけ説明していただきたいと思います。ありますけれども、私も電話を切られた一人でありませう。私も長岡の住人です。ごさいませうから電話を切断せられた一人であります。皆様方からおっしゃれば私も被害者の一人であります。その電話を切るに際しまして、その指令は十一日に長野の通信局でお出しになつてゐる。その十一日は組合側はストライキをやるか組合の大会をやるかといふことでまだ一つも準備ができ上がつていない。できるだけ当局と話し

合いをして、何とか円満にやりたいといつて組合の方は闘争方針ができ上がらないで右顧左眄をしてゐる。もはや当局側では電話を切れという指令をお飛ばしになつてゐる。同時に十四日には、もはや長岡の郵便局で課長さんが一切の指令を飛ばして、十四日のうちに三百五十二名の電話を切らないうでおく人たちの処置を全部おやりになつてゐるわけだ。長岡の電報電話局試験室の市内加入者の中に、いわゆる弾器板の三百五十二名の人がエナメルでチェックされてゐる。そうしてあのものはみなちゃんと切る準備をされてゐる。だからわれわれ第三者から見ますと、組合の方ではまだ何にもしてゐない。まだ当局側と話をしているときに、当局側が実に早手回しに数日前から電話を切る準備、いわゆる突撃する訓練、宿屋の申し込みからたき出しとまではいきませんが夜食の準備から一切を整えて、いわゆる闘争の態勢を整えられていたという事実。だから私は今度の問題は、主客転倒して公社側がこの闘争をいどまれたのだ、けんかを売られたのである、こういう事実が明らかになつてゐるのでございませうが、この問題は一ついかがでございませうか。

○本多説明員 今回の職場に職員を全部ゼロにして、ピケを張つて、そうして時間内職場大会をやり、人為的な業務というものは完全にストップさせ、そういう闘争はずで四月の中央闘争委員会で明らかになつております。しかもこれについての指令は三月十日第九号の準備指令が出ております。十四日にはその実施の始業時から十時までに入る時間内職場大会を開け

という実施指令が出ております。こういう状態におきまして私どもといたしまして、先ほど副総裁が申し上げましたが、やはりできるだけ管理者たちを動員いたしまして、重要な加入者を確保するといふ点について努力するのは当然のことだろつと思ひます。そういうことで私どもは拠点局の周辺局の、あるいは手の足りないときには通信部なり通信局からそういう電話の取り扱いなり電信の取り扱いなり、そういうことのできる者を中心にして管理者を動員いたしております。そうして管理者が局内に入つてそういう作業をするといふ態勢を整えております。ただピケにつきましては、あくまでもピケは私ども公労法から見まして、公共企業体におきましてはピケは違法な行為でございませう。従つてそのピケを突破いたしまして管理者として公社の仕事を持続するために努力するのは当然だろつと思つております。従つて私どもの方では御承知の通り、本社におきましては本社前に何千人というピケを張つておりましたけれども、私ども管理者が公社に入る、これくらいは努力はやはり公共企業体として公共性のある仕事をあずかつておる者としては努力するのが当然だろつと思つております。決して挑発的な行為をするとか何とかそういうようなことではなくて、これは当然私どもの義務であらうと思つております。

○横田説明員 第三点につきましては、お話の重要通信を確保するために重要通信以外の通信をどうして切つたかといふお尋ねだろつと思ひますが、これにつきましては、重要通信を確保するためのやむを得ざる措置をいたしたわけでありませう。

○小林(進)委員 伝田次長の言葉は、○本多説明員 たいだいま申しましたような全体としての状況のもとに、ピケは前日の七時からすでに何カ所か張られておりました、すでにそういうふうな違法の状態に入つておりました。こういふ状態のもとに話し合いによつて円満解決と申しまして、やはりそういうような状態を解いてお話をすべき問題だろつと思ひます。ただ、今申しましたような伝田君の言葉があつたかどうかといふことを私どもは正確に知つておられませんけれども、そういうときのいろいろの事情で若干の言葉の行き違ひはあらうかと思ひます。しかし建前といたしましては、そういう違法状態を解いて、そしてやはり平穩裏に円満に話し合いを進めていくべき問題であらうと思ひます。

○小林(進)委員 やはり電話を切られた身は切実に困らうかと思ひます。私も当時重要な用件がありまして私宅へ電話をいたしましたら電話が通じないといふのでありまして、私の国会活動に重大なる支障を来たしたのでございませうが、ただいまの横田副総裁のお話によりますと、国会議員が国会活動上選挙区と連絡をする重要な路線を重要でないとおっしゃる。こういう違法なときには重要な電話だけを残すとおっしゃつた。そうすると、残念ながら私の電話は重要でないという御判定を受けたことになるのでございませう。これも私は重要な証言としてちやうだいをいたしておきます。残念ながらこれ以上委員長の御迷惑にな

るような質問はいたしません、今の御答弁は私は非常にありがたくちやうだいたしてございませう。

なおかつ、電話の管理上、大衆がピケを張つた、そのピケを破るために管理者が隊伍を組んで指揮官をつけて使つた。しかしピケをやつたのは違法か違法でないかの法律論は別といたしまして、組合は違法の行為をしたから管理者の方で隊伍を組んで指揮官をつけて破る実力行使は正当なる行為であつたとおっしゃつた。これも私はこのたびの御答弁において実に重要な証言であり、ありがたく思ひますので、将来お取り消しのないようにお願いしたいと思ひます。

第四の質問は、これはお話が出ただらうけれども、組合員であるといふことだけで――休んでいてその場になかつたけれども、それを阻止するといふ行為をしなかつた、これは不作為です。不作為の作爲なんです。皆さん方は高級官吏でしよから刑法のいろいろは御存じでしよけれども、なさざる者、行為の伴わざる者を罰する、これは一つのまことに新しい刑法の理論をお出しになつたのでありますが、こういうことで人を罰することは一体あくまでも正しいことであるとお考えになるかどうか。組合の役員であるといふためにみなばつと処分せられるといふことを将来も確信を持つておやりになるのかどうか。これは今後の重大な問題でありますから、私はこの点を一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○本多説明員 午前中に申し上げましたが、組合の単位として支部なり分会

なりというものが活動いたします場合に、こういう違法な指令が出ております場合に、私ども公共企業体の労働組合といましては違法な行為、実力行使というものは禁じられておりますから、そういうようなものには従うべきではないのでありまして、私は組合を実際に指導する場合に指導者としてはそういうようなものを阻止する義務があると考えております。またそういう問題については組合の役員としての機関上の責任といまして、そういう違法行為を防止する義務というものがあろうという判断もございます。

○島本委員 ただいまいろいろ関連質問がございましたが、私はこれをまとめて具体的にイエスかノーかで答弁願いたい。それはただいまの答弁にもございましてけれども、執行委員であるならばこの違法な職場大会その他を阻止する責任があるのだ、積極的に阻止しなかつたことが処分の対象になるのである、こういうふうなお考えのようです。そういうふうな考え方であると考へて間違いないですか。念のために伺います。

○本多説明員 違法な行為についてはそういう責任があるというふうに考えております。

○島本委員 そうだといいたしますと、その根拠は何か。そのようなことをやる根拠をわれわれにはつきりお知らせ願います。

○本多説明員 組合の一つの活動単位といまして執行委員は分会の活動の推進をやることになっておりまして、そういう意味で執行委員会も設けられております。こういう者は組合に対する影響力というものが非常に大き

く持っている。こういうふうな者は、私ども分会なり支部なりというものを組合の単位に考えまして、違法な行為というものはやるべきでないのだから、そういうふうなものを防止する義務というものがあろうというふうに考へます。

○島本委員 それは何の法に基づいてやつたのだということなんです。今具体的な例を示しました、積極的に阻止しなかつたことが処分の対象になるということは、法のどこに書いてあるかということなんです。

○本多説明員 違法な行為は公共企業体の職員としてやるべきでない、争議行為はやるべきでないというところは明らかでございまして、そういう意味からいまして、私どもはそういうふうなものを阻止する、防止する義務があるというふうに考へておるのであります。

○島本委員 それは直接行為をした者に対してそういう義務があるから処罰するのだ、こういうような意味だと思ふ。全然行為をしない者に対しては同じように処罰をやつたということ、これはどこに該当したのかということなんです。どうですか。

○本多説明員 お答え申し上げます。

分会なり支部なりという組合の単位として執行委員会というものが執行の全責任を持つていられるのでございまして、そういうふうなものの責任がある、かように考へております。

○島本委員 どうもわからないのです、それでいいですか。そういういたします、準拠する法律は公労法の十三、三三、三九条、それでは公労法の十七

条といふことになる、これは先ほどの答弁でわかりましたから、それからあとへは戻つていないのです。今重大なことは、積極的にこれを阻止しなかつたことが処分の対象だということ、明確になったのですが、このうちのどれに積極的に阻止しないことが処分の対象になるというところがあるのか、何もしないのでしょうか。中には休暇をもつて休んでおつた人、または役員である人が午前中の職場大会に単に出席しただけで、直接公社の仕事に対して役員の人には全然タッチしていません。組合の大会に参加しただけで、こういふふうな者に対しては全部処分をされておるかどうか。こういうふうなことに對しても、皆さんの方では法によって平等にやつておると言つておられるから、平等にやつておると言つておられるから、今までのあなたを聞いておるのですが、今までのあなたの方ではどうも私理解できないのです。理解できないのは私どもが不勉強なのか、あなたが無理にわからな

いように私に説得しているのか、これは私まだ十分ではございせんけれども、今言つたことについて具体的にすばつと言つてみて下さい。全然やらない者でも今言つたようにして積極的に阻止しなかつたことが処分の対象になるのだ、こういうことであるならば、十七条のどこにあるのですか、これなんです。全然いない人もあるのです。やらないということが対象になる、こういうのはどうなんですか、これはちよつとおかしいじゃないですか。

○本多説明員 お答え申し上げます。組合なり職員なりが違法な行為をすることば許されてないということは、お話し

のようには十七条なり公労法三十三条に明らかにされております。組合の役員としては組合員に対する指導性といひますか、指導力を持つという点におきまして、また組合の執行委員会として、そういう指導力を持つておるといふ点について、明らかにそういう違法な争議行為といふものが行なわれる場合には、そういうような法規に違反させないようこれを指導する、防止するよう努めるというところは必要であらうと考へております。

○島本委員 これは具体的に指導する義務があるのにはないから、こういうことになると、公社の管理権の中に組合の運営も全部入るのですか。指令返上せいというのを公社の方でははつきり申し上げて、民主的に運営するはずの組合に、指令を返上しないのが悪い、だから処罰をするのだ。あくまでも返上せいというのをあなたが命令される前提によつてこれをやるのですか、どうですか。

○本多説明員 お答えいたします。組合の正当な行為につきましては、組合の運営なり、組合の団体行動権の正当なものにつきましては、当然私どもも組合なり公労法の建前で、そういうものに干渉する気持はございせん。ただ公共企業体の職員並びに組合といひましては、公労法で違法な争議行為といふものは十七条なりでござい、違法なものとして明らかにされております。そういう違法なものをしないように、私どもはそういうものについて関心を持つのが当然のことだらうと思ひます。

○島本委員 これは重大なことを承りました。私どもの方としては、法に

よつて、現在の通りでは困るから、ILOの關係等の条約の批准によつて皆さんの方のお考えが幾分それに反映されるように、法の改正をなさるよう努力されておるのではないかと思つていた。ところが現行のままでもなまですばつとこれで行つても何でもないといふことになる、私の方ではほんとうにはだえにアワを生ずるような思いがちよつとしないでもないのです。

もう一回伺いますが、そうすると積極的に阻止するということは、具体的にいうとどういふようなことをいうのですか。

○本多説明員 これはあるいは組合員の中の仕事としていろいろあると思ひますが、具体的に申し上げます。ここで私申し上げることはできませんけれども、阻止をする努力をなさるといふことは、違法な行為に対して阻止する努力をする、また現実にとりうける行為を阻止させていくということが必要である、かように考へております。

「いつになったら議案をやるのか」と呼び、その他発言する者あり

○島本委員 どうも言うことが私は理解できませんから、この問題は後日に残したい。早く進めろというありがた

方では言わない、その中には不法な職場大会、こういうようなものに対しては指令返上もあるんじゃないかというように、ある場合においては管理権の中に組合の運営も含まれるのかのような印象を与えるような御答弁もあったわけですが、これは私どもとしては一そ

うわからなくなつた。これ以上やつても、これ以上の答弁は出ないと思う。この問題について、私のためにもう少し研究してきてもらいたい。今言つたように、積極的な阻止とはどういうようなことを言つておるのか、具体的に伺いたいと思う。できなければこの次にお願ひしたいと思うのです。委員長、それでいいですか。次に進みますよ。

○横田説明員 ただいまのことでお答えを一つさせていただきます。

ただいま職員局長がお答えいたしましたように、今回われわれの分会では指令返上したところはありますが、その分会のみならずの意図によつて指令返上するということもできるわけでありまして、だからそういう意味ではこの違法行為を阻止する義務というものはわれわれは当然あるものと考えておりますし、これはわれわれが考えておるばかりでなく、たしか三十五年六月二十四日ごろだと思ひますが、最高裁の判決があつたはずであります。そういう意味で違法行為の阻止義務があると思ふのが当然だと私は思ひます。その違法な行為を阻止する方法といたしましては、先ほどから職員局長が言ひましたように、分会は指令返上するということもできます。そのほかにもいろいろなことをやることに反対するということも当然できるわけでありまして、そういうことを申し

上で、職員局の方でもはつきりした態度を持つた方がいいじゃないですか。そういうような点で、私どもとしてはもつともつとこれは深く進めていかなければならないし、この問題についての態度等も検討してもらつた方がよろしい。先ほどわれわれが申ししたのは、これ以上ではなくて、これよりもつと下げて、愛のいづくしみの気持を持つてこれに対処してもらいたいというのとをやるの申し上げているのです。だからこういうことになるのです。私どもの方としては今まで言つたことはさつぱりわからないのです。総裁も大臣もおりますけれども、今言つたような点、おわかりでしょう。ずつと申しま

言つて、法的に何ら間違ひがないと言つては、ずいぶんあるのです。この問題については、もつともつと皆さんの方でも考えてもらわれないといけないと思ひます。大臣、こういうような陰ひなたのある問題、また同じような状態でもこれをやつた、すなわち法律違反の状態相応の措置だと言ひながらも、お話の通りです。受けている人と全然受けていない人があります。追加処分せよという声もありますけれども、こういうことは全然私のモットー外ですから、こういうような問題に対してはもつともつと皆さんの方では考えてやらなければならぬ点があるんじゃないか。大臣、こういうような点につきま

しては、もつともつとはつきりした考えをもつて、私どもとしてはいつくしみの指導をしてもらいたいと思ひます。間違ひのあるようなものに対しては今後も直すことにやぶさかではないということを言つたばかりですから、これに對して大臣いかがでございますか。

○本多説明員 ただいま一つの局で一部違ひがあるのではないかと、いろいろお話でございしますが、吉田さんにつ

きましては、先ほど申しましたように、なるほど八日から十四日まで忌引休暇もとつておりますが、十四日には出て参つて、年次休暇の請求をしております。組合の分会の執行委員として、こういう重要なときにはそういう事態を知らないというのではないはずであります。そういう場合に、どうして

先ほど申しました組合幹部としての職務と、そういう場合には、どうしてに、おそろくこれは菊地さんと申されますが、病氣休暇の方の取り扱いが違つたというふうなお考えではないかと思ひます。この方はなるほど九日から十日間病氣休暇をとつておりますが、急性気管支炎というやうなことで自宅に寝ておられたのでありまして、そういう点は執行委員としての九日から十日間の期間というものは考えまして、私どもは措置したのであります。気管支炎でうちに寝ておるといふことは、それは私どもは考えております。片一方は病氣で寝ていて出てこれないのではありません。この点は私どもは十分考えております。

それからなお、あるいはビケとか、あるいは職場大会なんかにおきましては、たとえばビケにおいては、今回のビケは、あるいは覆面をしたり、あるいはマスクをかぶつたり、あるいはかさで顔を隠したりいたしました。私ども確認するにいろいろ問題もござい

ました。しかし私ども確認いたしました者につきましては、これは処分をいたしておるようなわけでございします。それから職場大会につきましては、当日の予定出勤者というものは、私どもの方でわかつております。これは、その当日管理者の就労の指揮下に入るよう

に再三警告いたしております。もしそういうふうに従わないならば、これは職場大会に参加したものとみなすというふうには、私どもは警告をいたしております。従ひまして、その就労の意思をもつて、管理者の指揮下に入らない者は、これはみな当日の出勤予定者は、職場大会参加者としての戒告処分をいたしております。

○島本委員 この問題では、まだまだ聞きたいことはたくさんあるのですけれども、何かコンニャク問答になりますので、私は理解しないままに、同じことを繰り返してもいけないと思ひますから、この問題についてはこの程度で終わつておきたいと思ひます。

それから、委員長いかがでしょう。私はきょうはこれで終わりたいと思ひますが、前の四月二十一日の際に、今、小林委員が関連質問で言つた、長岡局の公社側が行なつた、彈器板に絶縁体をはさんで全部を不通にしたというふうな一つの行為に対して、十分調べておいてこれをやるというこ

とにしておきました。この問題等については次会に回して、きょうはこれで打ち切りしたいと思います。よろしゅうございしますか。

○山手委員長 この委員会では、当面かかつております法案を審議すること、理事会で約束がなつておりますから、法案に関連しないような問題は、あとから時間を作りますから、この法

案の処理のあとで、一つゆつくりおやりいただきたいと思ひます。

○島本委員 これをやると長くなる。このための資料も、御存じのように全部公社側からとつてあつて、ある程度公社側も認めてゐる点もあるのです。そういうような点から、きようはもうこれ以上やると長くなりますから、これで私は質問を終わつて、この次にということにしたいと思います。

○山手委員長 本日はこの程度で打ち切り、次会は、明日定刻より開会をいたします。

午後三時十三分散会